

令和3年4月15日

いわゆる「ひきこもり」の社会参画を考えるPT

政調会長 下村博文様

座長 馳浩様

事務局長 田畑裕明様

要望書

特定非営利活動法人・KHJ全国ひきこもり家族会連合会

共同代表 伊藤正俊 中垣内正和

いつも大変お世話になっております。当会は、全国39都道府県56支部で構成する全国ひきこもり家族会の当事者団体です。貴PTをはじめ、自民党の孤独・孤立特命委員会などの委員会や勉強会などで、貴重な時間の中、ヒアリングの機会を作って頂き、とてもありがたく思っております。

貴PTが今後、骨太の方針に盛り込むための提言を出されるのを踏まえ、当家族会としても改めて要望を下記の通り、取りまとめさせて頂きました。

1、ひきこもり支援の基盤となる新たな「ひきこもり認証評価」を明記した基本法の制定

- ①「1人1人の幸せに生きる権利」を認識し、「それぞれが望む幸せに寄り添う」ことを支援の目的とする
- ②「ひきこもり」状態に陥るのは「自己責任」ではなく「社会全体で取り組む課題」であることを明記
- ③要因のすべてが疾患や障害ではなく、学校現場や職場などでの社会的ストレスから起因することが多いため、「ひきこもり」を生み出す社会構造を当事者の視点で改革できるよう推進する
- ④厚労省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(2010年)の時代状況を踏まえた新たな改訂
- ⑤(ひきこもり支援)施策のエビデンスを評価・蓄積する組織の設置

2、医師の診断や障害認定がなくても利用できる制度の創設

- ①障害年金の受給を柔軟に利用できるようにして、診断がなくても働けずにいる人が将来の不安を払しょくできて前向きに生きる意欲を持てるよう、障害年金3級的な位置づけの「こもりびと給付金」のような制度の創設
- ②ひきこもった人が再び社会につながろうと思った時に、診断や障害認定がなくても何歳からでも気軽に利用できるよう就労移行支援事業や就労継続B型事業の制度拡充

3, ひきこもる本人や家族の心情や特性を理解できる「寄り添い力」のある人材育成・研修とピア・サポーター活用

- ①ひきこもる本人や家族の心情を理解し「寄り添い力」のある支援者や医療従事者の育成・研修
- ②ピア・サポーターの支援資源としての活用

4, ひきこもる本人を最も傍で支える家族が疲弊しないよう寄り添う「家族支援」の充実と家族学習会の常設

- ①「家族支援」の礎となる地域家族会を自治体内に設置し、家族会の拡充と充実を促す仕組みづくり
- ② 地域家族会を「家族支援」の有用な社会資源と位置づけ、行政などの多機関、専門職との連携の充実
- ③ 改正社会福祉法に規定される「重層的支援体制の整備」に地域家族会も参加し、当事者団体としての声を支援体制に反映させる仕組みの構築
- ④本人の生きる意欲、エネルギーの回復のために、家族が本人への理解と対応を学ぶための学習会の常設

5, 市町村単位、ライフステージでの「居場所」の整備

- ①学校を卒業するまでと卒業してからも、自宅と職場以外に何もしないで居られる「行き場所」の保障
- ②ひきこもり本人だけでなく、家族サロンなどの家族の悩みもサポートできる体制の整備
- ③就労だけでなく、在宅でも社会とつながれるような多様な選択肢の充実と（プチ仕事の）報酬引き上げへの助成

6, 引き出しビジネス業者の実態把握と法規制

- ① 「不適切な支援」の相談窓口の明確化
- ② （被害者が）自治体の福祉部署に駆け込めば緊急保護される仕組みづくり
- ③ 「ひきこもり支援」をうたう業者等トラブルの被害把握

7, 家においても各種医療が受けられるように内科医や精神科医、歯科医などによる訪問診療を充実

8. 多様な社会資源を活用したサポート・アイデア（追記）

～国交省とコラボした「フリーパス」サービスの創設と居場所づくり～

本人の居場所は、安心してありのままの自分でいられることから始まります。自分の住んでいる地域から離れると人目を気にせず自由に行動しやすいという人もいます。人と交流が苦手でも、美術館や博物館、植物園など、本人が本人らしくいられる場所を居場所としている人も少なくありません。自分の地域以外にも行ってみたいが、旅費がかかってしまい、一歩が踏み出せないという声があります。たとえば、旅費と宿泊券、鑑賞券コミで「行ってみようフリーパス」を出すサービスを国交省とコラボして導入するなどです。

9. 住まいと宿泊場所（シェルター）の確保（追記）

家の中にも外にも安心できる場所がない、慢性化した家庭内暴力や、親子のストレスが高い家族など、緊急避難的なシェルターやサポートが必要な場合があります。精神科診断が無い場合は、現在、制度上

でのサポートを受けられる仕組みがないため、本人も家族も抱えて孤立せざるをえない状況に陥りがちです。制度の狭間にある人がたらい回しにならないよう、ケア付きでショートステイできる場所、未診断のグレーゾーンの方が安心して無料で宿泊、生活できる場所が必要です。

(例：空き家を利用した宿泊できる居場所、高知県ピアサポートセンター、香川オリーブの会居場所、NPO法人からころセンターのシェアハウスのような居場所の取り組みなど)

なお、貴党の提言書骨子(案)「1、ひきこもり支援施策の更なる展開」にあります<○アウトリーチ支援のより強力な推進>という表記については、「引き出しビジネス」を正当化しているように受け取られるニュアンスのため、誤解を招かない表現(例えば<○本人の意向に基づいた丁寧なアウトリーチ対応の構築>など)に変えて頂けませんでしょうか。

また、下記の追記についてもご検討いただければと思います。

<○社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、児童委員の研修・人材育成>に<相談支援専門員>を追加(※精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのために必要)

<○不登校・いじめ・虐待対策の推進>の中に、<不登校・虐待等経験者への継続支援に関する体制の整備>る追加(※具体的には、不登校経験者が次の学校段階で退学などを経験してひきこもりになった場合の支援システムが存在しないことへの対応)

<○職場のメンタルヘルス推進と絡めた、離職予定者や離職者に対する支援情報提供の義務化>の検討(※離職予定者や離職者に対する心理社会的支援が早期に行われることが必要なので、離職予定者や離職者への支援を企業に義務付けることを検討するもの)

<○社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の専門職が、、>の中に<保健師>も加える(※高齢分野の地域包括ケアには保健師が含まれていることから)

<○今の時代に即した「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の充実>のカッコ内(当事者やご家族の多様性と支援者の広がり)

→(当事者とご家族の心情への配慮と多層的な支援ネットワーク形成)

※1 事業者で抱え込ませないような体制を地域に作る事が重要

もし必要があれば、追加で補足説明や資料提供などもさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上